

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」というミッションのもと、グローバルに事業展開する世界的製薬企業にふさわしい事業運営体制の構築に向け、健全性と透明性が確保された迅速な意思決定を可能とする体制の整備を進めるとともに、コンプライアンスの徹底やリスク管理を含めた内部統制の強化を図っております。これらの取組みを通じて、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目指し、企業価値の最大化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードで開示すべきとされている原則については、各項目に該当する原則の項番を付記しています。

(1) 会社の目指すところ・経営戦略・経営計画・・・原則3-1 (i)

a. 会社の目指すところ

当社は、230年を超える長い歴史の中で培われた普遍的価値観である「タケダイズム(誠実・公正・正直・不屈)」に基づいて、「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」というミッションの実現に向けて事業を展開しています。

当社の企業活動においては、タケダイズムを根幹に据えながら、「Patient(常に患者さんを中心に考える)」、「Trust(社会との深い信頼関係を築く)」、「Reputation(当社の評価をさらに高める)」、「Business(ビジネスを成長させる)」の順にフォーカスすることを、何よりも重視します。

b. 経営戦略

当社は、患者さんや医療関係者を中心に考え、人材育成力、グローバルレベルの研究開発力、財務規律の高さを併せもつ機動的なグローバル組織として、ベスト・イン・クラスの企業を目指します。

・ 消化器系疾患、オンコロジー(がん)、中枢神経系疾患、新興国を柱とする成長ドライバーに注力し、コスト規律を堅持することで、売上および利益の持続的な成長を実現します。

・ 研究開発では、イノベーションにつながる新たなアプローチを有する世界トップクラスの研究開発力を構築するとともに、低分子化合物のみに留まらず、バイオロジクス、再生医療などの治療モダリティ(治療手法)に関する専門性の幅をさらに広げていきます。

・ グローバル人材開発プログラムの強化ならびに日本におけるダイバーシティとインクルージョン促進策の実施に取り組んでまいります。

なお、当社の経営戦略の詳細は、「2016年5月10日決算説明会における社長CEOプレゼンテーション資料」および「2016年6月9日タケダIR Dayにおけるグローバルオンコロジービジネスユニットプレジデントプレゼンテーション資料およびチーフメディカル&サイエンティフィックオフィサープレゼンテーション資料」をご参照ください。

社長プレゼンテーション資料: http://www.takeda.co.jp/investor-information/files/qr2015_full_p01.jp.pdf

タケダIR Day グローバル オンコロジー ビジネス ユニット プレジデントプレゼンテーション資料:

http://www.takeda.co.jp/investor-information/files/qr2016_e1_p01.jp.pdf

タケダIR Day チーフメディカル&サイエンティフィックオフィサープレゼンテーション資料:

http://www.takeda.co.jp/investor-information/files/qr2016_e1_p02.jp.pdf

c. 経営計画

当社の2016年度の目標とする経営指標(マネジメントガイダンス)は、以下の通りです。

・ 実質的な売上収益:1桁台半ばの成長(%)

・ 実質的なCore Earnings:10%台前半から半ばの成長(%)

・ 実質的なCore EPS:10%台前半から半ばの成長(%)

なお、当社の経営指標の詳細は、「2016年5月10日決算説明会におけるCFO代行プレゼンテーション資料(p.23、p.24、p.26)」、「平成28年3月期決算短信(IFRS)(連結)(p.25)」をご参照ください。

プレゼンテーション資料: http://www.takeda.co.jp/investor-information/files/qr2015_full_p02.jp.pdf

決算短信: http://www.takeda.co.jp/investor-information/files/qr2015_full_f.jp.pdf

d. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針・・・原則3-1 (ii)

本報告書のI. 1の【基本的な考え方】に記載しております。そちらをご参照ください。

(2) 株主の権利・平等性の確保

e. 株主総会

・ 当社は、株主が株主総会の議案を十分に検討できるよう、株主総会の開催日の原則3週間前までに株主総会招集通知を発送し、また、当社ホームページなどWEBへのより早期の開示にも努めます。

・ 当社は、招集通知の全文英訳を行っているほか、議決権電子行使プラットフォームも利用しており、機関投資家や海外投資家の議決権行使環

境を整えております。

f. 保有する株式に関する方針…原則1-4

- ・当社は、事業の基盤となる取引先の株式を政策保有株式として保有しております。これら株式のうち主要な銘柄については、取締役会で保有の意義や効果について検証し、中長期的な保有方針を確認しております。
- ・政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、議案内容が株主価値の向上に資するかどうかを総合的に検証した上で判断いたしますが、株主価値を毀損する議案や当該企業のコーポレートガバナンスの低下につながると当社が判断した議案については反対いたします。

g. 関連当事者間取引の方針…原則1-7

- ・取締役・監査役及びその近親者等との取引については、取締役・監査役本人への確認手続きも含めた取引の有無に関する調査を実施しています。
- ・取締役との競業取引や利益相反取引については会社法の規定を遵守した手続きを実施しています。
- ・子会社・関係会社に対する投資・貸付、債務保証等については、その金額に応じて、取締役会の承認を要することとしています。
- ・なお、上記の手続きのほか、当社と子会社・関係会社間の通例的でない取引に関し、事前に会計処理と開示の検討を行うとともに、金額的に重要なものの有無を確認のうえ、金額的に重要なものがあればその内容・条件について、四半期ごとにチェックを実施しています。
- ・金融商品取引法に規定されているとおり、当社でも株式の10%以上を保有する株主を主要株主と考えており、当社には現在のところ、その基準に該当する株主は存在しませんが、今後、主要株主が存在するようになり、取引を行う際には上記に準じた承認手続きおよびチェックを実施します。

(3) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- ・当社は、長期的な企業価値の向上のために、株主のみならず、患者さん、医療関係者、従業員、取引先、債権者、地域社会、その他の様々なステークホルダーの利益を考慮しています。

(4) 適切な情報開示と透明性の確保

- ・当社は、会社法、金融商品取引法等の法令、金融商品取引所規則等に応じて、公正、詳細、かつ平易な方法によって、株主間で情報格差が生じないよう適時適切な情報開示に努めます。
- ・法令に基づく開示以外にも、株主等のステークホルダーにとって有益な財務および非財務の情報について、主体的に開示に取り組みます。

(5) 取締役会等の責務

h. 取締役会の役割…補充原則4-1-1

- ・当社の取締役会は、当社グループにおける経営の基本精神の制定・改定、中長期経営戦略、全社計画等の重要な経営方針や経営計画の策定・改定にあたるほか、経営方針や経営計画を踏まえて、会社法上定められた重要な業務執行の決定にあたるとともに、経営陣による業務執行の監督にあたっています。なお、取締役会付議事項の詳細は「取締役会規程」に定めています。
- ・上記の取締役会決議事項を除く事項については、経営陣に委任されていますが、具体的には、取締役会決議事項に準じた重要事項は、「ビジネス・レビュー・コミッティー（一般的な経営案件を所管）」、「ポートフォリオ・レビュー・コミッティー（研究開発および製品関連案件を所管）」および「監査・リスク・コンプライアンス・コミッティー（内部監査、リスク管理およびコンプライアンス案件を所管）」に決裁権限が付与されており、これらの会議体で決裁された案件が取締役に報告されることにより、取締役会が経営陣の業務執行を監督しています。
- ・なお、上記会議体の決裁権限以下の案件については、「タケダグループの経営管理方針」に定めるところにより、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー（社長CEO）へのレポートラインを有するメンバーから構成されるタケダ・エグゼクティブ・チームに権限が委譲されており、グループ全体として迅速かつ効率的な経営の実現を図っています。

i. 取締役会の構成…原則4-8、補充原則4-11-1

- ・当社では、現在、取締役8名のうち3名が独立社外取締役であります。
- ・当社は、個々の取締役・監査役の選任を適切に行うほか、以下の考え方で取締役会を構成しています。
 - － グローバルに事業活動を展開する当社の経営に必要な知識・経験・能力のバランスを確保するため、国籍や性別にとらわれず社内外の人材を起用しています。
 - － 効率的で迅速な意思決定と、十分な審議による適切な経営の監督を両立できる規模としています（なお、定款により、取締役12名以内、監査役4名以内と規定）。

j. 取締役・監査役の候補指名の方針と手続…原則3-1 (iv)、(v)

- ・取締役候補者の選任にあたっては、タケダ・グローバルの経営全般を担うのに相応しい豊富な経験、取締役に相応しい識見・品格、経営者に必要なコンピテンシーや優れた業績の有無およびタケダイズムを体現しているか等を勘案し、候補者を選出いたします。
- ・監査役候補者の選任にあたっては、高い倫理観を保持し、毅然とした態度で職務を全うできる人材であって、グローバルに展開する当社の事業活動を監査するにふさわしい、幅広い知識やグローバル経営の経験を有する者を候補者として選任いたします。
- ・取締役候補者の選任は、取締役会決議で確定しています。なお、社内取締役候補者については、社外取締役が委員長を務め、社外役員が過半数を占める指名委員会（取締役会の諮問機関）による答申を行っています。監査役候補者の選任は、監査役会同意のもと、取締役会決議で確定しています。
- ・個々の選任・指名の説明について、取締役候補者および監査役候補者の個々の略歴は、定時株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しています。なお、本年度より定時株主総会の役員選任議案で個々の選任理由を開示しています。

k. 取締役等の報酬等…原則3-1 (iii)

- ・本報告書のII. 1の【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

l. 独立社外役員…原則4-9、補充原則4-11-2

- ・当社では、社外役員の独立性に関し、真に株主共同の利益を実現するために重要と考える“資質”に関する基準として「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。
- ・当該基準については、本報告書のII. 1の【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」の「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。
- ・社外取締役および社外監査役の兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しています。なお、かかる兼任状況は、社外取締役および社外監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を振り向けることに支障がない範囲にあると考えております。

m. 取締役・監査役のトレーニング…補充原則4-14-2

- ・当社は、取締役・監査役の就任時に、当社の会社概要、タケダイズム、ガバナンス、経営戦略等の情報、製薬業界の動向、善管注意義務/忠実義務等の法的責務等に関する情報を提供します。
- ・就任後も、有用な情報、研修機会等を提供します。

- ・また、当社や製薬業界固有の情報を社外取締役・社外監査役に継続的に提供することに加え、必要に応じて、執行側からの勉強会、重要な事業拠点訪問等の機会を提供します。
- ・これらの研修等にかかる費用は当社が負担します。

n. 取締役会全体の実効性・・・補充原則4-11-3

- ・各役員による取締役会の実効性に関する自己評価を少なくとも毎年1回行います。それに基づき取締役会で分析・評価を行うことにより、さらなる実効性の向上を図ります。
- ・2015年度において、取締役会の実効性評価を行いました。実効性評価は、第三者機関を起用し、取締役、監査役全員を対象に個別にアンケートおよびインタビューを実施するなど、個々の意見を求めやすい方法で実施しました。評価結果については、取締役会メンバーにて議論を行い、当社取締役会の強みに関する理解を深め、当社取締役会の機能向上を図る機会とし、また企業価値の向上のための経営戦略上の優先度について共有しました。また、今回の評価結果としては、当社取締役会は実効性があると結論付けております。

(6) 株主との対話・・・原則5-1

- ・当社は、企業と株主の共通目的である「企業価値の持続的成長」を目指し、株主とのより強固な信頼関係を構築するため、コーポレートガバナンス、経営戦略、資本政策、業績、リスクなどについて、長期的な観点から、また、透明・公正に、株主との「目的を持った対話」を継続する体制を整備しております。
- － 株主との対話は、チーフ フィナンシャル オフィサー (CFO) による統括のもと、個別面談については実施責任者であるグローバルファイナンスIRヘッドが、面談の目的と効果、株主の属性などを考慮の上、社長CEOおよびCFOをはじめとする経営幹部の参加も含め、対応者と対応方法を検討、実施しております。
- － IR担当者は、財務部門、研究開発部門、販売部門をはじめとする社内各部門から必要情報を収集するとともに、緊密な社内連携を通じて、わかりやすい表現を工夫し、株主との対話を充実させています。
- － 当社は株主の皆様へ、当社の経営方針、コーポレートガバナンス、戦略、事業の現状などについて、理解を深めていただく活動を継続しています。機関投資家との対話としては、個別面談のほか、四半期毎の決算説明会や、株主の関心が高いテーマを設定した IR Dayなどを適宜開催しております。また、ホームページの株主・投資家向け専用ページを通して、これらのイベント情報を個人投資家へも開示するとともに、個人投資家向けの会社説明会も開催しています。
- － 株主との対話を通して把握した株主の関心や懸念などは、経営幹部に随時報告しており、経営分析や情報開示のあり方の検討などに生かしております。
- － 株主との対話においては、社内規則の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。なお、当社では決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」を設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険(相)	50,760,385	6.42
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	36,307,600	4.59
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	33,222,500	4.20
JP MORGAN CHASE BANK 380055	30,670,311	3.88
公益財団法人武田科学振興財団	17,911,856	2.27
パークレイズ証券株式会社	15,000,000	1.90
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	13,740,583	1.74
JP MORGAN CHASE BANK 385147	11,358,100	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口7)	10,902,900	1.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	10,043,588	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	医薬品
	1000人以上

直前事業年度末における(連結)従業員数	
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、2016年6月29日開催予定の第140回定時株主総会に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行するための「定款一部変更の件」を付議いたします。詳しくは、株主総会招集ご通知P.3「定款一部変更の件」をご参照ください。

http://www.takeda.co.jp/investor-information/meeting/files/sm_140_01_jp.pdf

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
数土 文夫	他の会社の出身者											
小島 順彦	他の会社の出身者											
坂根 正弘	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
数土 文夫	○	——	グローバルに事業を展開する会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられることから適任であると判断いたしました。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
小島 順彦	○	——	グローバルに事業を展開する会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられることから適任であると判断いたしました。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じる

			おそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
坂根 正弘	○	――	グローバルに事業を展開する会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられることから適任であると判断いたしました。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名委員会および報酬委員会を設置し、社内取締役人事（選任・再選の基準とプロセスの妥当性、後継者計画・運用状況の適否に関する事項）および報酬制度（取締役報酬水準の妥当性、取締役賞与制度における業績目標の妥当性、および業績結果に基づいた賞与額の適否に関する事項）にかかる決定プロセスと結果の透明性、客観性を確保しております。

なお、報酬委員会の委員の「その他1名」は、社外監査役となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

（監査役と会計監査人の連携状況）
 監査役は、会計監査人より各事業年度の監査計画、監査体制および監査結果について報告を受けており、また、必要に応じて、随時、情報交換や意見交換を実施して、緊密な連携を図っております。

（監査役と内部監査部門の連携状況）
 監査役は、グループ内部監査部門より内部監査の実施結果について報告を受け、その監査結果を活用して監査効率の向上を図るとともに、必要に応じて、随時、情報交換や意見交換を実施して、緊密な連携を図っております。

（監査役と内部統制部門との関係）
 監査役は、内部統制部門（内部統制機能を所轄する部門）から内部統制システムの整備状況について、随時、報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

なお、上述の監査役と会計監査人の連携、監査役と内部監査部門の連携、および監査役と内部統制部門との関係において、社外監査役は、他の監査役と連携し監査手続きを実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤沼 亜起	公認会計士													
国谷 史朗	弁護士									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤沼 亜起	○	――	公認会計士として長年にわたり活躍され、幅広い経験と財務・会計に関する高度な知識を有しておられることから適任であると判断いたしました。また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
国谷 史朗	○	監査役 国谷史朗は大江橋法律事務所の弁護士であり、当社は現在、国谷氏以外の大江橋法律事務所の弁護士より、必要に応じて案件ベースで、法律上のアドバイスを受けておりますが、その年間取引金額が当社および大江橋法律事務所の売上高に占める比率はいずれも1%未満です。なお、当社と大江橋法律事務所との間に顧問契約はありません。	弁護士として長年にわたり活躍され、幅広い経験と企業法務・国際法務に関する高度な知識を有しておられることから適任であると判断いたしました。また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主とは利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当社は、次のとおり、「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

＜社外役員の独立性に関する基準＞

当社は、招聘する社外取締役および社外監査役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提としつつ、次の資質に関する要件を満たすことを重視して判断します。

すなわち、当社では、医薬品事業をグローバルに展開する当社において、多様な役員構成員の中にあっても、事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保のために積極的に、当社の重要案件について、その本質を質し、改善を促し、提言・提案を発する活動を継続して行うことにより、確固たる存在感を発揮していただける方が、真に社外役員として株主の期待に応え得る人物であると考え、かかる人物に求められる資質に関する基準として、以下の項目の(1)から(4)のうち2項目以上に該当することを要件とします。

- (1) 企業経営の経験に基づく高い識見を有する
- (2) 会計、法律等の専門性の高い分野において高度な知識を有する
- (3) 医薬品事業またはグローバル事業に精通している
- (4) 多様な価値観を理解し、積極的に議論に参加できる高い語学力や幅広い経験を有する

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役: 定額である基本報酬、各事業年度の連結業績等を勘案した賞与、ならびに3か年にわたる中長期的な業績および当社株価に連動する長期インセンティブプランに基づく報酬(株式報酬)で構成されています。

社外取締役: 定額の基本報酬のみで構成されています。

長期インセンティブ(株式報酬)は、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託と称される仕組みにより取得した当社株式等を業績目標の達成度等に応じて当社取締役に交付等するものです。業績目標は、3か年にわたる連結売上収益等の各目標値を採用しています。従前の制度における取締役の報酬総額に占める「業績連動報酬」の割合は、賞与と長期インセンティブプラン(ストック・オプション報酬制度)による報酬を合わせて報酬総額の60%以上を占めておりましたが、本制度改定後は、特に中長期的業績に連動する長期インセンティブプランによる報酬の割合をさらに高めることで、報酬総額に占める「業績連動報酬」の比率をさらに高めていく予定です。

なお、前述の株式報酬制度の導入に伴い、当社取締役にに対してこれまで実施していたストック・オプション報酬制度は廃止し、今後は、新規のストック・オプションの付与を行わないことといたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

開示手段: 事業報告

2015年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額につきましては次のとおりであります。

取締役 11名 1,183百万円(うち社外取締役 3名 54百万円)
監査役 5名 137百万円(うち社外監査役 2名 29百万円)

(注)

1. 上記には、2015年6月26日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。

2. 上記の取締役の報酬等の総額には、以下の基本報酬額、株式報酬および2013年度まで付与されていたストック・オプションに係る費用計上額が含まれております。なお、賞与および使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(1) 基本報酬額は、月額90百万円以内(うち社外取締役分は月額10百万円以内)(2014年6月27日開催の第138回定時株主総会決議による)において、役職別に定額としております。

(2) スtock・オプションに係る費用計上額は、ストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等のうち2015年度に費用計上した額(68百万円)であります。新株予約権の割り当てについては、原則として基本報酬の60%相当額を割当日現在のオプション価値で除した個数とし、上限は年額350百万円(2008年6月26日開催の第132回定時株主総会決議による)となっております。

また、株式報酬に係る費用計上額は、2015年度に費用計上した額(559百万円)であります。株式報酬については、原則として付与日現在の株価で除した個数とし、上限は年額20億円(2014年6月27日開催の第138回定時株主総会決議による)となっております。

3. 2015年度に係る取締役の報酬等のうち、賞与につきましては、「取締役賞与の支給の件」が2016年6月29日開催の第140回定時株主総会に付議され、原案どおりに承認可決された場合には、当該議案に定める賞与の支給額の上限の範囲内で支給されることになります。賞与は会社業績等(連結売上収益、Core Earnings、EPS等の業績評価指標の達成度等)に基づき役職別に金額を算定し、報酬委員会の答申を踏まえ、本総会后、取締役会において具体的な支給額を決定する予定であります。

4. 監査役の基本報酬の額は、月額15百万円以内(2008年6月26日開催の第132回定時株主総会決議による)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、下記の「取締役報酬の基本方針」を策定し、この方針に基づいた考え方および手続きに則って取締役報酬の構成および水準を決定しております。

なお、監査役(社外監査役を含む)は定額の基本報酬のみとしております。

2015年度の実績と取締役報酬の基本方針

1. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、当該経営の方針を実現するために、コーポレートガバナンス・コードの原則(プリンシプル)に沿って、以下を基本方針としております。

- ◆ 「Global One Takeda」の実現に向けた優秀な経営陣の確保に資するものであること
- ◆ 中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ◆ 会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ◆ 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること
- ◆ タケダイズムの不屈の精神に則り、取締役のチャレンジ精神を促すものであること

2. 報酬水準の考え方

ベスト・イン・クラス(業界内での最高水準)のグローバル製薬会社への変革を遂げるため、日本国内だけに限らず広くグローバルに競争力のある報酬の水準を目標とします。

取締役報酬の水準については、グローバルに事業展開する主要企業の水準を参考に決定しています。具体的には、外部調査機関の調査データを活用した上で、当社の競合他社の多くが存在する米国・英国・スイスの報酬水準を参考に「グローバル・エグゼクティブ報酬」の水準を設定しています。

3. 報酬構成

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」とで構成します。「業績連動報酬」はさらに、事業年度ごとの連結業績等に基づく「賞与」と、3か年にわたる長期的な業績および当社株価に連動する「長期インセンティブプラン」(株式報酬)で構成します。社外取締役の報酬につきましては、「基本報酬」のみとします。

当社取締役と当社株主の利益を一致させ、中長期的に企業価値の増大を目指すため、今後は業績連動報酬のうち、特に長期インセンティブプランの割合を段階的に高めていきます。

具体的には、現在の報酬構成は、「基本報酬」を基準として「賞与」は基本報酬の100%、「長期インセンティブプラン」は基本報酬の60%~80%程度(海外から招聘した取締役を除く)ですが、最終的には、グローバルに事業展開する企業の報酬構成を参考に、「賞与」は基本報酬の100%、「長期インセンティブプラン」は基本報酬の200%~400%程度とすることを目指します。

基本報酬の増額は必要最小限に留め、長期インセンティブプランの割合を増加することを目指します。

4. 業績連動報酬

取締役の、中長期的な企業価値の増大に対するコミットメントを高めるべく、長期インセンティブプランについては、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした仕組みを導入し、報酬と会社業績や株価との連動性を高めています。

長期インセンティブプランに用いる業績指標は、最新の中長期的な業績目標(3年度後の3月期の目標値)に連動させるとともに、透明性・客観性のある指標である連結売上収益、フリーキャッシュフロー、1株あたり純利益(EPS)、研究開発指標等を採用します。なお、業績連動部分は業績指標の目標達成度等に応じて、0~200%の比率で変動します。

一方、年次計画達成へのインセンティブを目的として賞与を付与します。賞与は、業績指標として採用する連結売上収益、コア・アーニングス、EPS等の単年度の目標達成度を総合的に勘案し、0~200%の比率で変動します。

5. ガバナンス

当社取締役(社外取締役を除く)の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外委員が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しています。(2015年度中の報酬委員会開催実績は7回であります。)取締役の報酬水準、報酬構成および業績連動(中長期インセンティブプランおよび賞与)は、報酬委員会での審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。取締役報酬の基本方針を変更する際には、タケダイズムに則り、株主価値の創出を目指すとともに、取締役が果たすべき役割と責任に応じた報酬制度とします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

(社外取締役について)

社長室が資料授受等の窓口を担当し、ビジネスパートナー部門と連携して社外取締役をサポートいたします。

(社外監査役について)

監査役監査規程により、監査役の業務補助および監査役会の事務局として監査役室を置き、専任のスタッフを配置しております。監査役室員の人事に関しては、監査役監査規程に基づき、取締役および監査役の協議により行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会においてタケダグループの基本方針を定め、その機関決定に基づいて、経営・執行を行う体制をとっております。また、監査役による監査を通じて取締役会の透明性を確保するとともに、社外取締役の起用により、業界の常識に囚われることなく適正に業務を執行する体制を目指しています。さらに、多様化する経営課題に機動的かつ迅速に対応するため、社長CEOのもとに、当社グループの各機能を統括するメンバーで構成されるタケダ・エグゼクティブ・チームを設置するとともに、重要案件の審議を行うビジネス・レビュー・コミッティー(一般的な経営案件を所管)、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー(研究開発および製品関連案件を所管)および監査・リスク・コンプライアンス・コミッティー(内部監査、リスク管理およびコンプライアンス案件を所管)を設置し、各機能間の一層の連携とより迅速で柔軟な業務執行が行われる体制を確保しております。

取締役会について

当社は取締役会を「会社経営の意思決定を行うと同時に、業務執行を監視・監督することを基本機能とする機関」と位置付けております。取締役会は、取締役8名(全員が男性)のうち3名が社外取締役、また日本人6名・外国人2名の構成であり、原則月1回の開催により、経営に関する重要事項について決議および報告が行われております。

監査役監査について

各監査役は監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等にしたがって、取締役の職務の執行状況に関し、計画的かつ厳正な監査を実施してい

るほか、取締役会その他重要な会議に出席して意見を述べております。監査に社外の専門家の視点を取り入れるため、監査役4名（全員が男性）のうち、2名は会社法に規定される社外監査役となっております。なお、監査役の業務補助および監査役会の事務局として、監査役室を置いております。

タケダ・エグゼクティブ・チームについて

社長CEOへのレポートラインを有するメンバーから構成され、各メンバーは、タケダグループの全社戦略機能、経理・財務機能、人事機能、法務機能、広報機能、研究開発機能、製造機能および品質機能、ならびに日本、米国、欧州・カナダ、新興国の各販売地域およびオンコロジー領域、ワクチンの各専門領域のビジネスユニット機能を統括しています。

ビジネス・レビュー・コミッティーについて

社長CEO、社内取締役およびタケダ・エグゼクティブ・チームから構成され、原則月2回の開催により、会社経営・業務執行上の重要事項の審議・意思決定を行っております。

ポートフォリオ・レビュー・コミッティーについて

社長CEOおよびタケダ・エグゼクティブ・チームに加え、研究開発、製造、日本、米国、欧州・カナダ、新興国の各販売地域およびオンコロジー、ワクチンの各専門領域のビジネスユニット等の責任者から構成され、原則月2回の開催により、研究開発および製品関連案件（事業開発案件を含む）の重要事項の審議・意思決定を行っております。

監査・リスク・コンプライアンス・コミッティーについて

社長CEOおよびタケダ・エグゼクティブ・チームに加え、法務、内部監査、経理・財務、コンプライアンス等の責任者から構成され、原則四半期毎の開催により、内部監査、リスク管理およびコンプライアンス案件の重要事項の審議・意思決定を行っております。

会計監査について

当社の会計監査人は株主総会で選任された有限責任 あずさ監査法人が担当しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の小堀孝一氏（継続監査年数2年）、千田健悟氏（継続監査年数4年）、西田直弘氏（継続監査年数1年）の3名であります。その補助者は、公認会計士12名、その他25名であります。

責任限定契約について

当社は、社外取締役および社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、重要な業務執行を決定し、また、取締役の職務執行を監督する取締役会と、取締役会から独立し取締役の職務執行を監査する監査役会・監査役によるコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

取締役会は、当社事業に精通した社内出身の取締役に加え、グローバル事業の経営につき幅広い識見と豊富な経験を有する社外取締役に構成しており、効率的で、かつ、業界の常識に囚われることのない適正な業務執行を目指しております。

また、社外を含めた監査役・監査役会の監査により、事業運営の健全性と透明性を確保しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の会日より3週間前に発送しております。また、当社ホームページのほか株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行(株)ホームページその他のサイトにおけるWEBによる招集通知の発送前開示にも努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日以外の日に開催することを目指しておりますが、事務日程、会場の予約状況等を勘案して、開催日を決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年6月開催の定時株主総会より、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知およびその英訳版を、和文に準じて、当社ホームページに掲載するとともに、株主名簿管理人である三菱UFJ 信託銀行(株)ホームページその他WEBサイトからもご覧いただけるようにし、議決権行使の促進を図っております。
その他	株主総会の運営に関し、映像を利用したビジュアル方式により、事業報告や社長からの経営方針プレゼンテーションを行うなど、株主にとって分かりやすい開かれた運営を目指しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に当たっての基本的な考え方・担当部門・連絡ルート・手順等を明確にした「情報開示ガイドライン」を策定しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年度は、IR 担当部署による個人投資家向け会社説明会を証券会社や証券取引所の支援のもと、日本全国で6回開催しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算時と第2四半期決算時の年2回、決算発表の当日に決算説明会を実施しております。決算説明会では業績報告のほか、参加者からのご質問に対して、当社マネジメントが直接ご回答しております。第1四半期、第3四半期においては、カンファレンスコールを実施し、業績報告のほか、参加者からのご質問に当社マネジメントが直接ご回答しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算時、第1四半期決算時、第2四半期決算時、第3四半期決算時においては、海外投資家向けに英語によるカンファレンスコールを実施し、参加者からの質問については、当社マネジメントが直接ご回答しております。 なお、2016年6月には、オンコロジー戦略とR&Dの全体戦略をテーマとした説明会を東京で開催し、海外投資家向けに音声のライブ配信を行い、カンファレンスコールでの参加を受け付けました。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL : http://www.takeda.co.jp/ 掲載資料: 決算短信、データブック、決算説明会などにおける説明会資料、アニュアルレポート、株主総会招集通知、証券会社カンファレンスで発表したプレゼンテーション、決議通知等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR 担当部署: グローバルファイナンス IR	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のミッション(私たちの存在理由)である「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」は、医薬品を通じた患者さん・医療関係者の皆さまへの貢献を旨としており、バリュー(私たちの判断基準)においては、「コミットメント(ステークホルダーの期待に応えるため、自らの責任を全うします)」、および「透明性(ステークホルダーとの間に信頼関係を築くため、適切な情報共有と対話を大切にします)」の2つに言及し、ステークホルダーとの関わり合いに重きを置いた内容としております。また、「タケダ・グローバル行動規準(日本版)」において、ステークホルダーの立場を尊重するための行動指針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動:「グローバルEHS方針」に基づき、中長期的な視点を持って、環境保全活動に取り組んでいます。国内外グループ会社の生産・研究拠点を中心に、具体的な目標値を「環境自主行動計画」として定め、「地球温暖化対策」や「廃棄物削減」などの課題に取り組むとともに、化学物質を取り扱う事業者の責任として環境・安全・健康を確保する自主管理活動「レスポンス・ケア活動」を実践しています。 CSR 活動:コーポレート・コミュニケーションズ & パブリックアフェアーズ内にCSR専任組織を設置し、「持続可能な開発目標(SDGs)」や「国連グローバル・コンパクト」などの社会的責任に関する国際的な理念・規範に則り、企業市民としての視点を大切にCSR活動を推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に当たっての基本的な考え方・担当部門・連絡ルート・手順等を明確にした「情報開示ガイドライン」を策定しています。
その他	当社の取締役会には、引き続き多様性に富んだメンバーを積極的に登用し、多角的視点を当社の取締役会には、引き続き多様性に富んだメンバーを積極的に登用し、多角的視点を経営判断に反映する体制を強化していきます。また、経営戦略ならびに経営上・業務執行上の重要事項の審議・意思決定の場には女性の事業部門責任者が参加しています。 当社ではダイバーシティとインクルージョン(D&I)のステートメントを設定し、地域ごとのD&Iの取り組みを促進しています。特に日本におけるD&Iを促進するために、従業員の意識を変革し、リーダーのコミットメントを強化する取り組みを行っています。この進捗を測るために、性別、キャリア、働き方の3つの分野に評価指標を設けています。 当社では、2015年度までに管理職女性比率5%達成の数値目標を設定しておりましたが、6.2%を達成しました。これは女性活躍推進プログラム「WILL」、採用の改善、性別ではなく能力と成果で従業員を昇進させるというリーダーの強いコミットメントによるものです。 当社ではすべての従業員がフレキシブルな働き方のできる環境作りに取り組んでいます。フレキシブルワークスタイル制度を導入し、対象者は業務上の要件に合う限りは個人の選択によって働き方を選択できるようになりました。これにより、在宅勤務、いつもと異なるオフィスでの勤務、フレックスタイムなどを選択できます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ミッション」と「タケダイズム(誠実・公正・正直・不屈)」に基づくPatient－Trust－Reputation－Businessの優先順位を当社グループ全体で共有し、規律のある健全な企業文化の醸成を図っております。

このもとに、当社は、内部統制をリスクマネジメントと一体となって機能するコーポレート・ガバナンスの重要な構成要素として捉え、下記のとおり、内部統制システムの整備を図っております。

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・取締役会は、当社グループの経営上の最重要事項(当社グループのバリュー等経営の基本精神に関わる事項、コンプライアンスを含む内部統制方針やリスク管理にかかる事項を含む)にかかる意思決定を行うとともに、業務執行の監視・監督を行う。
- ・グローバル事業運営体制の強化に向け、社長CEOのもとに、当社グループの各機能を統括するタケダ・エグゼクティブ・チームを設置するとともに、重要案件の審議を行うビジネス・レビュー・コミッティー(一般的な経営案件を所管)、ポートフォリオ・レビュー・コミッティー(研究開発および製品関連案件を所管)および監査・リスク・コンプライアンス・コミッティー(内部監査、リスク管理およびコンプライアンス案件を所管)を設置し、各機能間の一層の連携とより迅速で柔軟な業務執行が行われる体制を確保する。
- ・当社グループの事業運営体制、意思決定体制およびその運営ルール、その他オペレーション上の重要ルールを取りまとめた「タケダグループの経営管理方針」に基づき、各機能の役割・責任を明確にし、一定の重要事項については、重要性に応じて、当社取締役会を含む意思決定機関への付議・報告を義務づけると同時に、社長CEOおよび各タケダ・エグゼクティブ・チームメンバーに一定の権限が委譲され、適切なガバナンスの下で意思決定が行われる。また、専門機能の担当業務ごとに、グローバルポリシー等(グローバルポリシーとは、3つ以上のタケダ・エグゼクティブ・チーム組織の従業員に適用されるルールをいう)を整備し、グループ全体を横断的・統一的に管理・監督する。
- ・当社グループのリスク管理体制、発生した危機の管理体制および事業継続計画の体系を定めた「グローバルリスク管理ポリシー」、「グローバル危機管理ポリシー」および「タケダグループグローバルBCP(事業継続計画)ポリシー」に基づき、グループで統制のある対応を図るとともに、グループ各社におけるリスク・危機への適切な対応および事業継続が行われる体制の構築を推進する。
- ・グローバルコンプライアンスおよび所管部門は、グローバルコンプライアンス推進体制のもと「タケダ・グローバル行動規準」のグループ各社への浸透を図るとともに、それを踏まえたグループ各社のコンプライアンス・プログラムの構築・浸透を図る。また、内部通報によるものを含め、当社グループのコンプライアンス関連事案に関しては、定期的に取り締めに於いて報告する。
- ・グループ内部監査部門は、「グループ内部監査基準」に基づき、グループ各社および当社各部門に対して定期的な内部監査を行う。
- ・グローバルファイナンス財務統括部は、グループ各社および当社各部門を対象に、各社・各部門の責任者が内部統制の状況を自己診断し、指摘・勧告に応じた改善計画の実行を約束したうえで、その内部統制の適正性について宣誓する「コントロール・セルフ・アセスメント(CSA)プログラム」を実施する。
- ・金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会議事録、稟議決裁書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規則」に従い、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書または電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の主要なリスク(研究開発、知的財産権、特許権満了等による売上低下、副作用、薬剤費抑制策による価格引き下げ、為替変動、企業買収、カントリーリスク、安定供給、訴訟等、ITセキュリティ及び情報管理)をはじめ、あらゆる損失危険要因について、各部門の責任者は、その担当領域毎に、中期計画・年間計画の策定・実施の中で、計数面および定性面から管理を行うとともに、リスクの程度・内容に応じた対応策・コンティンジェンシープランに基づき回避措置、最小化措置を行う。
- ・緊急事態に対する危機管理に関しては、「危機管理規則」により、危機管理責任者、危機管理地区責任者および危機管理委員会を置いて危機管理体制を整備するとともに、事業継続の観点から、「BCPポリシー」に基づいて各部門において事業継続計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」その他職務権限・意思決定ルールを定める社内規定により、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を確保する。

(5) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社コンプライアンス・プログラムの基本事項および手続きを定めた「コンプライアンス推進規程」に従い、コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス推進委員会、コンプライアンス事務局を設置し、全社的なコンプライアンス施策を推進する。
- ・当社のコンプライアンスに役員および使用人の声を反映させるとともに、公益通報者の保護に資するための制度である内部通報システムを、コンプライアンスの実践に活用する。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 「監査役監査規程」に従い、以下のとおりとする。
- ・監査役の業務補助および監査役会の事務局として、監査役室を置く。
- ・監査役室員の人事に関しては、取締役および監査役の協議により行う。
- ・経営の基本的方針・計画に関する事項のほか、子会社および関連会社に関するものを含む重要事項について、取締役は、事前に監査役会に通知する(ただし、該当事項を審議する取締役会その他の会議に監査役が出席したときはこの限りではない)。
- ・取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく監査役会に報告する。
- ・監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、社長と協議のうえ、重要な会議に出席する。
- ・監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対しその説明を求めることができる。
- ・監査役は、各部門を調査するとともに、取締役の職務の執行を監査するために必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、またその業務および財産の状況を調査する。
- ・監査役は、グループ内部監査部門および会計監査人との連絡を密にし、その監査結果を活用して監査効率の向上を図る。
- ・監査役は、職務執行のために必要な費用を当社に請求することとし、そのための予算を毎年提出する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力とは、正常な取引関係を含めた一切の関係を遮断する」ことを基本方針としており、「タケダ・グローバル行動規準(日本版)」にその旨を明記して全役員・従業員に周知徹底を図っているほか、次のような取組みを行っています。

- ・ 所轄警察署、外部専門機関などと緊密な連携関係を構築・維持し、反社会的勢力に関する情報収集を積極的に行っている。
- ・ 反社会的勢力に関する情報を社内各部門に周知するとともに、社内研修においても適宜従業員に周知を図る等して、反社会的勢力による被害の未然防止のための活動を推進している。

1. 買収防衛策の導入の有無

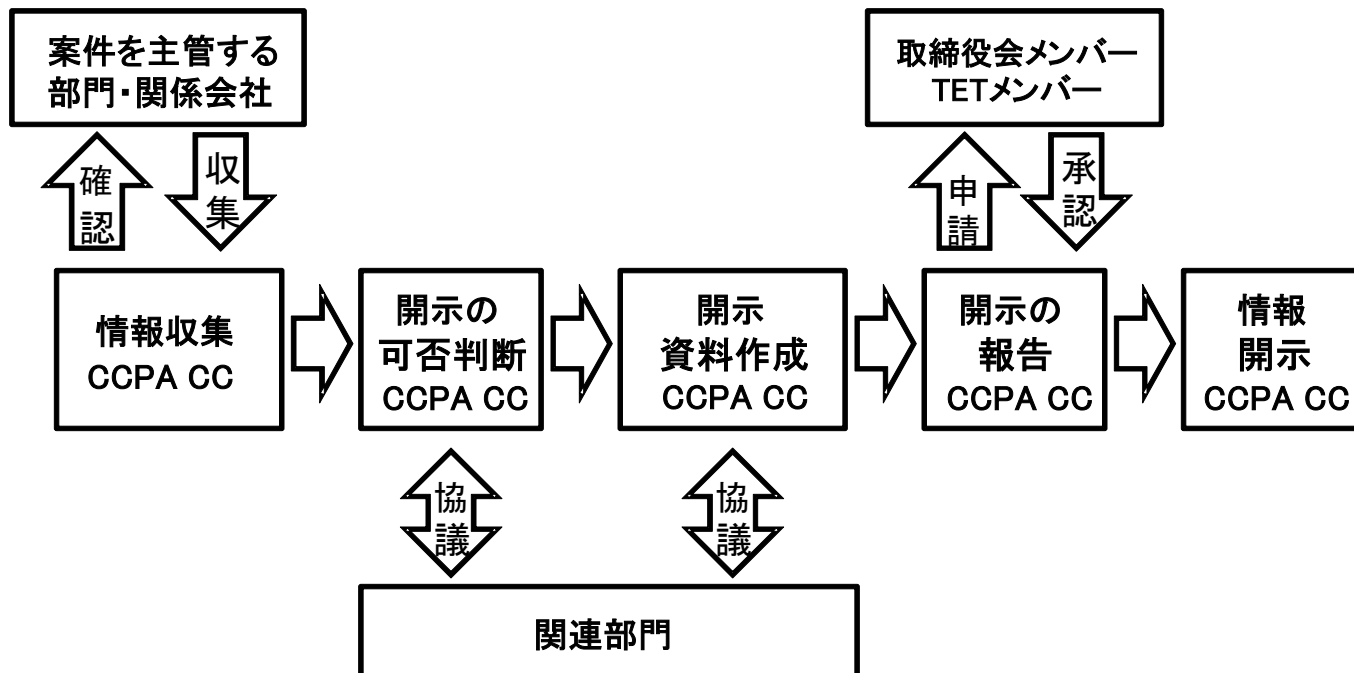
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社では現在、敵対的買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「情報開示ガイドライン」に則り、情報開示の基本的な手順についてご紹介させていただきます。



TET : タケダ・エグゼクティブ・チーム (社長CEOに直属の幹部で構成)

CCPA CC: コーポレート・コミュニケーションズ&パブリックアフェアーズ, コーポレート・コミュニケーション

参考資料:内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図

